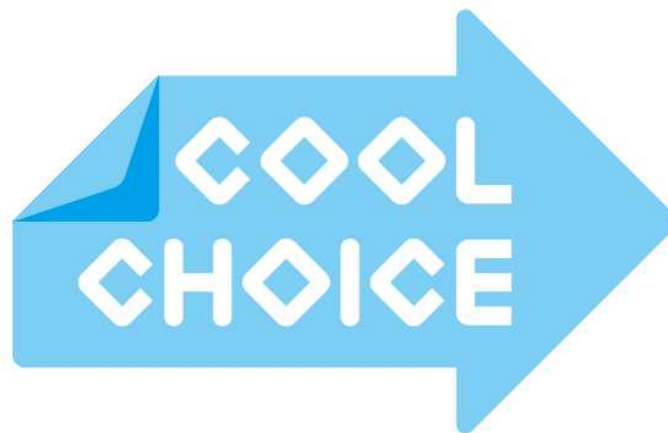


## 平成29年度グリーン購入法基本方針説明会資料

# プレミアム基準策定ガイドライン の改定【Version1.3】について



未来のために、いま選ぼう。

環境省大臣官房環境経済課

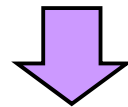
# プレミアム基準とは



- 環境配慮に先駆的に取り組む組織等による市場の牽引・イノベーションの促進を図るリーダーシップ的な基準【調達側】
- 物品等の製造・提供事業者にとって環境配慮の先進性を訴求・差別化するための開発目標となり得る基準【供給側】
- 将来的（2,3年ないし5年程度を目途）に特定調達品目に係る判断の基準等として位置づけられる可能性のある基準【インセンティブ】

# プレミアム基準策定ガイドラインの位置づけ

- 市場の更なるグリーン化に向けて、物品やサービスを調達する場合に、より環境に配慮した物品等の選択が重要
- 国等の機関はグリーン購入法に基づき環境物品等の調達に積極的に取り組んできたところ
- 国等の調達担当者は現行の特定調達品目に係る判断の基準に止まらず、より高い環境性能に基づく基準を設定し、当該基準を満たした物品等を調達することが望ましい
- 国等の機関がより環境性能の高い物品等を率先購入することによる地方公共団体や民間部門への波及効果を期待



グリーン購入法のような義務づけはないが、国等の機関の環境意識の高い調達者を念頭に、より高い環境性能に基づく具体的な基準設定の考え方・方法を例示したもの

# プレミアム基準の必要性

## プレミアム基準の役割

### 需要側の行動を促す役割

- より環境配慮された物品等の調達を更に推進するもの
- 環境配慮に関するリーダーシップに訴求し、市場を牽引するもの
- より高い環境意識を有する調達者・消費者が自らの環境パフォーマンスとして積極的に活用可能なもの

### 供給側の行動を促す役割

- 物品等の差別化、環境配慮に先駆的に取り組む事業者のブランド確立
- 技術開発等の方向性、物品等の開発目標となり得るもの
- 供給側のインセンティブ、環境へ配慮した物品等の市場への供給促進
- サプライチェーンや役務分野における環境配慮への取組の促進

### 情報提供・情報開示を促す役割

- 市場において環境に配慮した物品等や事業者が評価・選択されることを促す  
情報提供
- サプライチェーンや役務分野における情報開示の促進

# プレミアム基準の設定に関する対応方針

## 主な環境政策への対応方針①

### 温暖化対策・低炭素社会

- ・ 省エネルギーの推進
- ・ 再生可能エネルギー、未利用エネルギーの活用
- ・ 代替フロン等の温室効果ガス排出抑制
- ・ 森林等の吸収源対策、バイオマス資源等の活用

### 省資源・物質循環

- ・ 天然資源等の消費抑制
- ・ 3Rの取組のうち、特に発生抑制、再使用の推進
- ・ 再生利用については水平リサイクルのような高度なりサイクルの定着
- ・ 使用済製品等の回収・安定的なりサイクルシステムの構築
- ・ 未利用資源の活用
- ・ 適正処理の確保

# プレミアム基準の設定に関する対応方針

## 主な環境政策への対応方針②

### 生物多様性の保全

- ・ 生物多様性の保全に配慮した原材料の使用
- ・ 土地利用における生物多様性への配慮

### その他の環境保全施策

- ・ 大気環境、水環境、土壌環境等への環境負荷の低減
- ・ 化学物質による環境汚染の防止（有害物質に関するリスク管理等）
- ・ その他対象分野・品目等の性質を踏まえた環境負荷の低減

### 分野横断的施策

- ・ 需要側の環境配慮行動を促すための情報提供・情報開示
- ・ 供給側の経済・社会活動への環境配慮を織り込み
- ・ 環境配慮に係る広報・教育・普及啓発等の促進 等

# プレミアム基準の要件

## プレミアム基準の対象品目（調達担当者が品目を選定）

販売量又は保有量の多い品目であって、相応の環境負荷低減効果が見込まれる品目

国等の機関に止まらず、地方公共団体や民間（事業者、消費者）等への波及効果が見込まれる品目

環境政策の観点から広く普及を図る必要がある品目

新たな技術開発や普及の進展等により一層の環境負荷低減が見込まれる品目

**役務分野は積極的に対象品目とする**

→ 役務の提供に当たって使用される環境物品の供給促進や提供者の環境配慮への取組の進展、使用される物品の3Rに関するシステムの構築、調達総量の削減等、一層の波及効果が期待

**各機関が独自に調達する品目についても積極的な取組を期待**

# プレミアム基準の要件

## 特定調達品目に係るプレミアム基準の設定要件

### 現行の判断の基準の強化（数値的強化等）

- ・ 他の制度や環境ラベル等におけるより高い基準の準用
- ・ 重視すべきライフサイクル段階・環境負荷項目の基準強化（数値強化に当たっては物理的・環境的な限界等への留意が必要）

### 新たな評価軸の追加

- ・ 新たな評価軸（ライフサイクル段階、環境負荷項目）の追加
- ・ 配慮事項の判断の基準への格上げ

### 自己適合宣言の強化又は第三者等の認証・確認

- ・ 適切かつ徹底的な情報開示による自己適合宣言
- ・ 基準への適合について第三者等の実施する認証制度等による確認

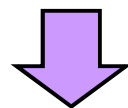
### 他の環境施策との連携強化による相乗効果

- ・ 物品等のカーボン・オフセットやカーボンフットプリントの認定等



# プレミアム基準策定ガイドラインの改定

- ガイドラインが必ずしも十分に浸透していない状況
- 国等の機関においてプレミアム基準の活用の促進を図るため、平成27年度から環境省において具体的な試行対象品目及びプレミアム基準を定め調達を試行
- **SDGsを中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の採択（2015年9月）、「パリ協定」の採択・発効（2016年11月）等の国際情勢の大きな変化**
- **温暖化対策・低炭素社会の構築、省資源・物質循環等の重視すべき環境施策への対応が喫緊の課題**



プレミアム基準の有効かつ容易な活用を促すため、具体的な品目及びプレミアム基準を例示し、ガイドラインを改定（平成28年3月、平成29年3月及び平成30年3月）

# ガイドライン改定（平成28年3月）【Version1.1】

## 対象品目及び当該品目のプレミアム基準の例示

### ■ プレミアム基準の対象品目の選定

- 文具類、画像機器等（コピー機等3品目及びプリンタ等2品目）、乗用自動車、印刷及び会議運営（比較的小規模ないし中規模の会議を想定）の5品目を対象に選定

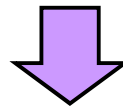
### ■ 対象品目に係る具体的なプレミアム基準の設定例の提示

- 文具類はエコマーク認定商品又は同等以上
- 画像機器等は再使用部品・再生部品の使用、リサイクルへの配慮、タイプIラベル認証等から選択する方式
- 乗用自動車は2020年度トップラナー基準達成
- 印刷は環境/CSR報告書の作成、環境マネジメントシステムの認証取得、グリーン・プリンティング認定制度の認定取得、カーボン・オフセット制度の認証取得等から選択する方式
- 会議運営は会議における環境負荷の低減のための取組（3Rの推進、省エネ、情報提供等）から選択する方式

# ガイドライン改定（平成29年3月）【Version1.2】

## 対象品目及び当該品目のプレミアム基準の例示

- **プレミアム基準の対象品目の基準の見直し**
  - **電子計算機（PC）、LED照明器具の2品目を対象に選定・追加**
- **対象品目に係る具体的なプレミアム基準の設定例の提示**
  - **電子計算機（PC）は省エネ性能の強化、再使用部品・再生部品の使用、リサイクルへの配慮、タイプIラベル認証等から選択する方式**
  - **LED照明器具は省エネルギー性能の強化（エネルギー消費効率）を必須とし、照明制御システム、リサイクルへの配慮等から選択する方式**



**平成29年度に環境省でプレミアム基準によりLED照明器具を発注**

# ガイドライン改定（平成30年3月）【Version1.3】

## 対象品目及び当該品目のプレミアム基準の例示

- **プレミアム基準の対象品目の基準の見直し【予定】**
  - **乗用自動車に係るプレミアム基準の見直し**
- **対象品目に係る具体的なプレミアム基準の設定例の提示【予定】**
  - **乗用自動車についてはガソリン自動車、ディーゼル自動車及びLPガス自動車に係る燃費基準値のプレミアム基準のグリーン購入法の自動車に係る判断の基準への格上げに伴い、「次世代自動車」のみの調達に言及**

# 【参考】平成29年度の環境省調達方針（抜粋）

## Ⅲ その他環境物品等の調達の推進に関する事項

### 【前略】

7 環境本省においては、環境省ウェブサイトで公開されている「**プレミアム基準策定ガイドライン**」に基づき、品質及び機能等、調達する物品等に期待される一般的事項及び適正な価格について確保されている場合には、**より環境性能の高い物品の調達に努める**。

本年度においては、以下のような基準や評価を満たしているものについては積極的な調達に努めるものとする。

- (1) 基本方針に定める品目のうち、グリーン購入法と上位互換である基準（エコマーク等）を満たした物品。
- (2) 基本方針に定める品目のうち、統一省エネラベルなど多段階評価によりその環境性能が評価されている品目（家電製品、蛍光灯照明機器及び自動車等）について、より上位の評価がなされている物品。
- (3) 基本方針に定める品目のうち、カーボン・オフセット認証を取得している物品。

# 【参考】環境省フロアにおけるLED照明器具賃貸借及び保守業務

## LED照明器具の設置作業に係る特記仕様書【抜粋】（1/2）

### 4. 環境物品等の調達

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。）に基づき、調達を行うこと。

本案件においては、環境省が策定した「プレミアム基準策定ガイドライン」に基づき、より環境性能の高い物品の調達に努めることとし、以下のような基準や評価を満たしているものについて、積極的な調達を行うものとする。

現行のグリーン購入法に基づく、「環境物品等の調達の推進等に関する基本方針」に掲げられたLED照明器具に係る判断の基準（以下「判断の基準」という。）①～④を満たすとともに、「選択肢」①を必須とし、かつ「選択肢」②～⑤のいずれかを満たすこと。

#### 【判断の基準】

- ① 固有エネルギー消費効率が表1に示された基準を満たすこと。
- ② 演色性は平均演色評価数Raが80以上であること。ただし、ダウンライト及び高天井器具の場合は、平均演色評価数Raが70以上であること。
- ③ LEDモジュール寿命は40,000時間以上であること。
- ④ 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。

## 【参考】環境省フロアにおけるLED照明器具賃貸借及び保守業務

### LED照明器具の設置作業に係る特記仕様書【抜粋】（2/2）

【選択肢】 以下の①を必須とし、かつ②～⑤のうちいずれかを満たすこと

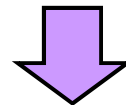
- ① 固有エネルギー消費効率が表1に示された光源色別の基準の1.2倍（ $110\text{lm/W} \rightarrow 132\text{lm/W}$ ,  $75\text{lm/W} \rightarrow 90\text{lm/W}$ ）以上であること。
- ② 初期照度補正制御、人感センサ制御、あかるさセンサ制御等の省エネルギー効果の高い機能があること。
- ③ プラスチック部品は、2種類以下の互いに分離可能なポリマー又はポリマーブレンドで構成されていること。
- ④ 大型プラスチック製部品は、ISO1043を考慮の上、ISO11469に従ったマーキングがなされていること。
- ⑤ 製品のLCAを実施し、結果をウェブサイトなどで公表していること。

表1 LED照明器具に係る固有エネルギー消費効率の基準

光源色	固有エネルギー消費効率	光源色	固有エネルギー消費効率
昼光色	110lm/W以上	温白色	75lm/W以上
昼白色			
白色			
		電球色	

# イベントにおけるグリーン購入ガイドライン

- 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会における活用も視野に、平成26年度から中～大規模なイベント開催に伴う環境負荷の最小化を図るための検討を開始
- プレミアム基準を活用したイベントにおける調達に関する方針及び物品・サービスの環境配慮の考え方等の検討
- イベントの主催者等が、イベント開催に伴う環境負荷を認識し、負荷低減の取組を実施する意義は極めて大きい
- プレミアム基準を活用したイベントにおけるグリーン購入の考え方のサプライチェーンへの波及効果も期待



イベントにおいて調達される物品・サービスについてグリーン購入を促進する観点から、プレミアム基準を活用した調達基準の設定を支援するガイドラインを作成（平成29年3月）